

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

受験番号

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。
なお、各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題1から16の文章で、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）
内に記入しなさい。

問題1（運転者等台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを1年間保存しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題2（目的）

道路運送法は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

（道路運送法）

（ ）

問題3（重量表示）

一の貨物で、重量が1トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、積載車両にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

（労働安全衛生法）

（ ）

問題 4 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が6トン、最大積載量が4トンの普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 5 (自動車検査証の備付け等)

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(道路運送車両法)

()

問題 6 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題 7 (駐車を禁止する場所)

車両は、火災報知機から3メートルの部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

(道路交通法)

()

問題 8 (解雇制限)

使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が労働基準法第65条の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、同法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

(労働基準法)

()

問題 9 (安全衛生教育)

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、国土交通省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

(労働安全衛生法)

()

問題 10 (事業報告書及び事業実績報告書)

貨物自動車運送事業報告規則第 2 条第 1 項の事業報告書は、事業概況報告書 (第一号様式) 並びに貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。

- 一 一般貨物自動車運送事業損益明細表 (第二号様式)
- 二 一般貨物自動車運送事業人件費明細表 (第三号様式)

(貨物自動車運送事業報告規則)

()

問題 11 (定義)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において、監査役は役員に該当する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

()

問題 12 (他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合の措置)

一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送 (自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。) を利用するときは、当該他の一般貨物自動車運送事業者に係る一般貨物自動車運送事業の健全な運営の確保に資するため、自らが引き受ける貨物の運送について荷主が提示する運賃又は料金が貨物自動車運送事業法第 24 条第 1 項第 1 号に規定する概算額を下回る場合にあっては、当該荷主に対し、運賃又は料金について交渉をしたい旨を申し出るよう努めなければならない。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題 1 3 (中高年齢者等についての配慮)

事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

(労働安全衛生法)

()

問題 1 4 (相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後90日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題 1 5 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、災害のため緊急を要するときのみ、有償で運送の用に供することができる。

(道路運送法)

()

問題 1 6 (定期点検整備)

自動車(小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)の使用者は、自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車について、3月ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(道路運送車両法)

()

Ⅱ. 次の問題 17 から 21 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 17 (運転者)

以下のア～オについて、貨物自動車運送事業輸送安全規則に照らし、一般貨物自動車運送事業者の運転者が、事業用自動車の乗務について、遵守しなければならない事項として誤っているものを 2 つ選び、() 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 事業用自動車の運行中に当該事業用自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、帰庫し、貨物自動車運送事業者に報告すること。

- イ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

- ウ. 一般貨物自動車運送事業者が作成する運行指示書を乗務中携行し、運行指示書の記載事項に変更が生じた場合に携行している運行指示書に当該変更の内容を記載すること。

- エ. 乗務を開始しようとするとき、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 3 項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、同条第 1 項から第 3 項までの規定により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告をすること。

- オ. 踏切を通過するときは、変速装置を操作すること。

() ()

問題 18

貨物自動車運送事業報告規則の内容として誤っているものを以下ア～エの中から2つ選び()内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則)

- ア. 一般貨物自動車運送事業者(特別積合せ貨物運送(運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く。)が100キロメートル以上のものに限る。)を行う一般貨物自動車運送事業者を除く。)は、毎事業年度に係る事業報告書を、毎年7月10日までに所轄地方運輸局長へ提出しなければならない。
- イ. 貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項の事業実績報告書は、貨物自動車運送事業実績報告書(第四号様式)とする。
- ウ. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更するときは、運賃及び料金の設定又は変更しようとする30日前までに貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。
- エ. 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第2条及び第2条の2に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

() ()

問題 19 (事業計画の変更の届出)

以下のア～ウについて、貨物自動車運送事業法第9条第3項の軽微な事項に関する事業計画の変更として、正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞれ()内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業法施行規則)

ア. 利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要

イ. 営業所の名称の変更

ウ. 自動車車庫の位置の変更 (地方運輸局長が指定する区域内におけるもの)

ア () イ () ウ ()

問題 20 (速報)

自動車事故報告規則に照らし貨物自動車運送事業者が速報しなければならない事故として、次のア～ウについて正しいものには○を、誤っているものには×を()に記入しなさい。

(自動車事故報告規則)

ア. 10台の自動車の衝突又は接触を生じた事故

イ. 5人の重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故

ウ. 酒気帯び運転(道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為をいう。)を伴う事故

ア () イ () ウ ()

問題 2 1 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

次のア～エについて、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に照らし、一般貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間として、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ア. 勤務終了後、継続 1 1 時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続 9 時間を下回らないものとする。ただし、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条第 1 項第 3 号ただし書に該当する場合、当該 1 週間について 3 回に限り、休息期間を継続 8 時間とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続 1 2 時間以上の休息期間を与えるものとする。
- イ. 自動車運転者が同時に 1 台の自動車に 2 人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息できる設備があるときは、最大拘束時間を 2 0 時間まで延長するとともに、休息期間を 4 時間まで短縮することができる。ただし、当該設備が自動車運転者の休息のためのベッド又はこれに準ずるものとして厚生労働省労働基準局長が定める設備に該当する場合で、かつ、勤務終了後、継続 1 1 時間以上の休息期間を与える場合は、最大拘束時間を 2 4 時間まで延長することができる。この場合において、8 時間以上の仮眠を与える場合には、当該拘束時間を 2 8 時間まで延長することができる。
- ウ. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
- エ. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は 1 週間について 1 回を超えないものとし、当該休日の労働によって自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条第 1 項に定める拘束時間及び最大拘束時間を超えないものとする。

ア () イ () ウ () エ ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

受験番号

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。
なお、各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題1から16の文章で、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）
内に記入しなさい。

問題1（運転者等台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを1年間保存しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第2項）

（正）3年間

（ × ）

問題2（目的）

道路運送法は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

（道路運送法第1条）

（ ○ ）

問題3（重量表示）

一の貨物で、重量が1トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、積載車両にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

（労働安全衛生法第35条）

（正）当該貨物

（ × ）

問題4（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が6トン、最大積載量が4トンの普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）

（ ○ ）

問題5（自動車検査証の備付け等）

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければならない、運行の用に供してはならない。

（道路運送車両法第66条第1項）

（ ○ ）

問題6（事業の休止及び廃止）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（貨物自動車運送事業法第32条）

（正）廃止しようとするときは、その30日前までに

（ × ）

問題7（駐車を禁止する場所）

車両は、火災報知機から3メートルの部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

（道路交通法第45条第1項）

（正）1メートル以内

（ × ）

問題8（解雇制限）

使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が労働基準法第65条の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、同法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

（労働基準法第19条第1項）

（ ○ ）

問題 9 (安全衛生教育)

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、国土交通省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

(労働安全衛生法第 59 条第 1 項)

(正) 厚生労働省令

(×)

問題 10 (事業報告書及び事業実績報告書)

貨物自動車運送事業報告規則第 2 条第 1 項の事業報告書は、事業概況報告書 (第一号様式) 並びに貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。

- 一 一般貨物自動車運送事業損益明細表 (第二号様式)
- 二 一般貨物自動車運送事業人件費明細表 (第三号様式)

(貨物自動車運送事業報告規則第 2 条第 2 項)

(○)

問題 11 (定義)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において、監査役は役員に該当する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 2 条第 3 項)

(○)

問題 12 (他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合の措置)

一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送 (自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。) を利用するときは、当該他の一般貨物自動車運送事業者に係る一般貨物自動車運送事業の健全な運営の確保に資するため、自らが引き受ける貨物の運送について荷主が提示する運賃又は料金が貨物自動車運送事業法第 24 条第 1 項第 1 号に規定する概算額を下回る場合にあっては、当該荷主に対し、運賃又は料金について交渉をしたい旨を申し出るよう努めなければならない。

(貨物自動車運送事業法第 24 条第 1 項)

(○)

問題 1 3 (中高年齢者等についての配慮)

事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

(労働安全衛生法第 6 2 条)

(O)

問題 1 4 (相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が 2 人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後90 日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(貨物自動車運送事業法第 3 1 条第 1 項)

(正) 60 日

(X)

問題 1 5 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、災害のため緊急を要するときのみ、有償で運送の用に供することができる。

(道路運送法第 7 8 条)

(正) 他にも有償で運送の用に供することができる場合がある。

(X)

問題 1 6 (定期点検整備)

自動車(小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)の使用者は、自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 トン以上の自家用自動車について、3 月ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(道路運送車両法第 4 8 条第 1 項)

(O)

Ⅱ. 次の問題 17 から 21 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 17 (運転者)

以下のア～オについて、貨物自動車運送事業輸送安全規則に照らし、一般貨物自動車運送事業者の運転者が、事業用自動車の乗務について、遵守しなければならない事項として誤っているものを 2 つ選び、() 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 17 条)

ア. 事業用自動車の運行中に当該事業用自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、帰庫し、貨物自動車運送事業者に報告すること。

(正) 運行を中止し

イ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

ウ. 一般貨物自動車運送事業者が作成する運行指示書を乗務中携行し、運行指示書の記載事項に変更が生じた場合に携行している運行指示書に当該変更の内容を記載すること。

エ. 乗務を開始しようとするとき、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 3 項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、同条第 1 項から第 3 項までの規定により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告をすること。

オ. 踏切を通過するときは、変速装置を操作すること。

(正) 操作しない

(ア) (オ)

問題 18

貨物自動車運送事業報告規則の内容として誤っているものを以下ア～エの中から2つ選び()内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則第2条、第2条の2、第3条)

ア. 一般貨物自動車運送事業者(特別積合せ貨物運送(運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く。)が100キロメートル以上のものに限る。)を行う一般貨物自動車運送事業者を除く。)は、毎事業年度に係る事業報告書を、毎年7月10日までに所轄地方運輸局長へ提出しなければならない。

(正) 毎事業年度の経過後100日以内

イ. 貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項の事業実績報告書は、貨物自動車運送事業実績報告書(第四号様式)とする。

ウ. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更するときは、運賃及び料金の設定又は変更しようとする30日前までに貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

(正) 定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内

エ. 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第2条及び第2条の2に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

(ア)(ウ)

問題 19 (事業計画の変更の届出)

以下のア～ウについて、貨物自動車運送事業法第9条第3項の軽微な事項に関する事業計画の変更として、正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞれ()内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業法施行規則第7条)

ア. 利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要

イ. 営業所の名称の変更

ウ. 自動車車庫の位置の変更(地方運輸局長が指定する区域内におけるもの)

(正) 自動車車庫の位置の変更は事業計画の変更の認可に該当

ア(○) イ(○) ウ(×)

問題 20 (速報)

自動車事故報告規則に照らし貨物自動車運送事業者が速報しなければならない事故として、次のア～ウについて正しいものには○を、誤っているものには×を()に記入しなさい。

(自動車事故報告規則第4条第1項)

ア. 10台の自動車の衝突又は接触を生じた事故

(正) 速報しなければならない事故に該当しない

イ. 5人の重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故

ウ. 酒気帯び運転(道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為をいう。)を伴う事故

ア(×) イ(○) ウ(○)

問題 2 1 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

次のア～エについて、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に照らし、一般貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間として、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条)

ア. 勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続9時間を下回らないものとする。ただし、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項第3号ただし書に該当する場合、当該1週間について3回に限り、休息期間を継続8時間とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

(正) 2回

イ. 自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息できる設備があるときは、最大拘束時間を20時間まで延長するとともに、休息期間を4時間まで短縮することができる。ただし、当該設備が自動車運転者の休息のためのベッド又はこれに準ずるものとして厚生労働省労働基準局長が定める設備に該当する場合で、かつ、勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与える場合は、最大拘束時間を24時間まで延長することができる。この場合において、8時間以上の仮眠を与える場合には、当該拘束時間を28時間まで延長することができる。

ウ. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

エ. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は1週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間を超えないものとする。

(正) 2週間

ア(×)イ(○)ウ(○)エ(×)